

平成三年厚生省令第四十五号

救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令
救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第十二条第一項及び第二項、第十五条第二項、第十八条
条、第二十条、第二十九条、第三十七条、第三十八条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定に基づき、救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 指定登録機関(第一条―第十四条)

第二章 指定試験機関(第十五条―第二十条)

附則

第一章 指定登録機関

(指定の申請)

第一条 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)以下「法」という。第十二条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 救急救命士名簿(以下「名簿」という。)の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録事務を開始しようとする年月日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借対照表及び財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借対照表及び財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借対照表及び財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借対照表及び財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借対照表及び財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借対照表及び財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借対照表及び財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(役員の選任及び解任)

第三条 指定登録機関は、法第十三条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名

二 選任し、又は解任しようとする年月日

三 選任又は解任の理由

(月日)

新設又は廃止の理由

- 2 前項の申請書(選任に係るものに限る。)には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 選任に係る役員の略歴を記載した書類
 - 二 選任に係る役員の法第十二条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の申述書(事業計画等の認可の申請)
- 3 指定登録機関は、法第十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び收支予算書を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 4 指定登録機関は、法第十四条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 1 指定登録機関は、法第十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に登録事務の実施に関する規程を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 2 指定登録機関は、法第十五条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に登録事務の実施に関する規程を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 5 指定登録機関は、法第十五条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 1 登録事務を行う時間及び休日にに関する事項
 - 2 変更しようとする事項
 - 3 変更しようとする年月日
 - 4 変更の理由
- 6 指定登録機関は、法第十五条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 1 登錄事務を行う場所に関する事項
 - 2 登錄事務の実施の方法に関する事項
 - 3 手数料の収納の方法に関する事項
 - 4 登錄事務に関する帳簿及び書類並びに名簿の管理に関する事項
 - 5 その他登錄事務の実施に関する事項
 - 6 (帳簿の記載事項等)
- 7 指定登録機関は、法第十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 1 各月における登録、名簿の訂正及び登録の消除の件数
 - 2 各月における救急救命士免許証明書(以下「免許証明書」という。)の書換え交付及び再交付の件数
 - 3 各月の末において登録を受けている者の人数
- 8 指定登録機関は、法第十八条に規定する帳簿を、登錄事務を廃止するまで保存しなければならない。
 - 1 書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 2 当該四半期における登録、名簿の訂正及び登録の消除の件数
 - 3 当該四半期における免許証明書の書換え交付及び再交付の件数
 - 4 当該四半期の末日において登録を受けている者の人数
- 9 指定登録機関は、救急救命士が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたと考えるとき
 - 1 指定登録機関は、救急救命士が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたと考えるとき
 - 1 は、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 2 当該救急救命士に係る名簿の登録事項

「一条中「法第三十五条第一項」とあるのは「法第三十五条第一項又は第二項」と、「無効としたときは」とあるのは「無効とし、又は期間を定めて試験を受けることができないものとしたときは」と、第十三条中「法第二十二条」とあるのは「法第四十一条において準用する法第二十二条」と、第十四条中「法第二十二条」とあるのは「法第四十一条において準用する法第二十三条」と、「法第二十七条第二項」とあるのは「法第四十一条において準用する法第二十七条第二項」と、同条第二号中「書類並びに名簿」とあるのは「書類」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日) この省令は、法の施行の日（平成三年八月十五日）から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則 (平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。